

浦幌町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)

浦幌町農業委員会会長 小 川 博 幸

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの間の指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 目標値

項目/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
遊休農地面積(m <sup>2</sup> )	目標値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

(2) 目標達成に向けた取組内容

- ・8月から9月の間に、上・中・下の各地区農業委員と事務局とで班編成し、農地パトロールを実施する。
- ・離農や農地の返還等によって耕作者不存在の農地が発生すると見込まれるときは、農業委員と事務局の連携のもと、早期の対応に努める。

(3) 目標値及び取組内容に関する考え方

- ・指針策定当初から遊休農地は発生していないものであるが、今後、農業従事者の高齢化等により条件不利地が遊休農地化する恐れがあるため、そうした農地の早期発見と早期対応により、遊休農地ゼロの状態を維持することを目標とする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 目標値

項目/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
集積率(%)	目標値	83.52	83.52	83.52	85.00	85.00	85.00
	実績値	85.28	85.28	85.28			

(2) 目標達成に向けた取組内容

- ・農地相談等により農地のあっせんの意向を確認し、迅速に農用地利用調整会議及び権利者調整委員会を開催することにより担い手への農地の利用集積を推進する。
- ・町、農地中間管理機構、農協等との連携により農地中間管理事業の活用を図る。

(3) 目標値及び取組内容に関する考え方

- ・認定農業者等を中心に集積を図ってきたところであるが、農業従事者の高齢化や農家戸数の減少により流動化の停滞が発生しているため、これ以上の集積は見込めないため、現状維持を目標とする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 目標値

項目/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規参入者数(戸)	目標値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	2	2			

#### (2) 目標達成に向けた取組内容

- ・新規就農希望者の相談実施
- ・町が行う事業(就業チャレンジ事業等)を通じた新規就農希望者等の情報の把握

#### (3) 目標値及び取組内容に関する考え方

- ・後継者不在の農業者が耕作している農地は、いずれ若年農業者に継承されることになるが、農家1戸当たりの耕作面積が増加している現状を鑑みるに、今現在の農家戸数では耕作しきれない農地が発生する恐れがあることから、新規参入の促進は必要不可欠である。
- ・令和3年度から「就業チャレンジ事業」等が始まり、今までよりも多くの農業体験者等が浦幌町に来ることが想定されることから、意欲ある農業者の確保に向け情報収集に取り組み、必要に応じて農地のあっせん等の協力を行うこととする。
- ・目標値については、過去3カ年の新規就農者数及び就農相談実績等を考慮し、各年度1戸とする。

### 4. その他

- ・この方針は、農業委員の改選時期に合わせ3年おきに見直しを行うものとする。

### 5. 改正履歴

平成30年 3月29日 制定  
令和 3年 3月26日 一部改正